

地方自治法第74条の2第3項の規定により、市における条例の制定の請求について、次のとおり公表する。

瑞穂市議会告示第1号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月14日

瑞穂市議会議長 星 川 睦 枝

記

- 1 日 時 平成26年3月18日（火）午前9時
- 2 場 所 瑞穂市議会 本会議場
- 3 付議事件

議案第34号 瑞穂市（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の制定について

- 4 意見を述べる者

条例制定請求代表者

住 所 瑞穂市馬場前畑町1丁目30番地

職 業 土地家屋調査士

氏 名 河 合 達 美

生年月日 大正14年7月15日

性 別 男性